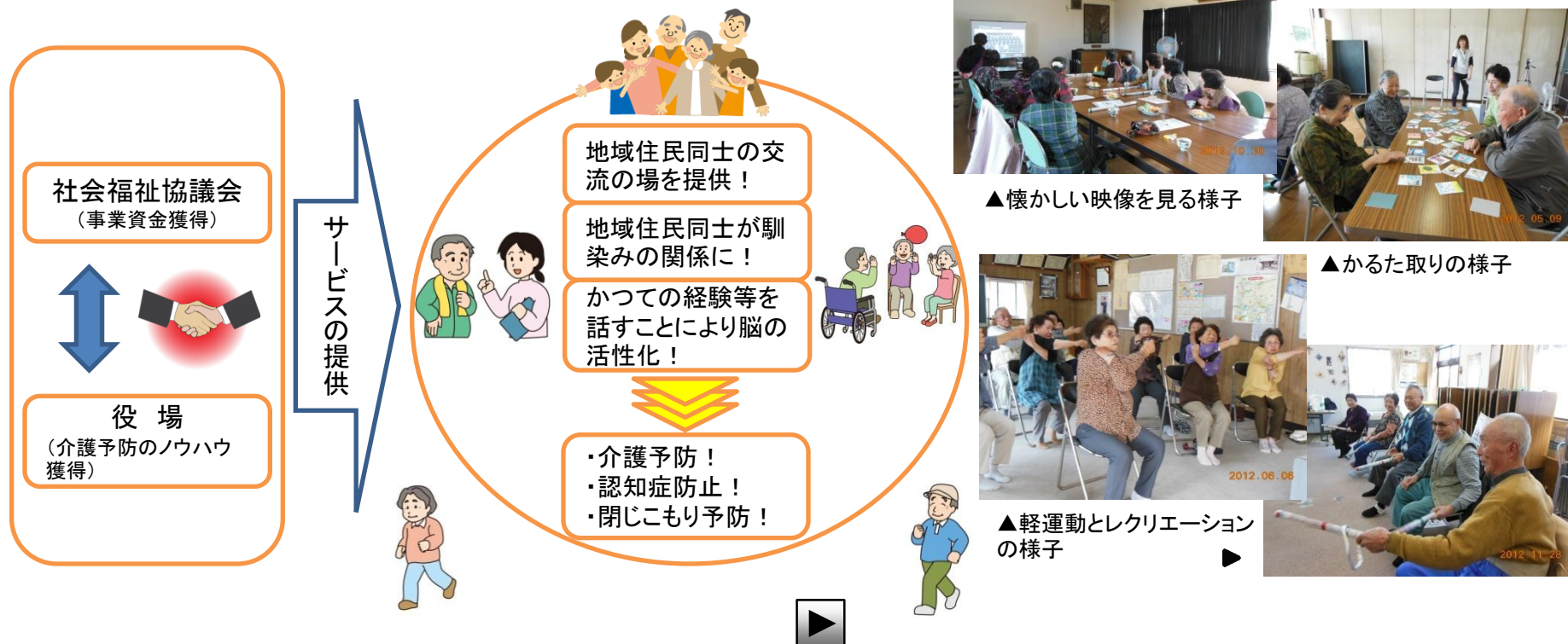


懐かしい生活用具などを教材に介護予防

- 高齢者が懐かしい生活用具等を教材に、かつて経験した事や過去のことに思いを巡らすことにより、介護予防、認知症防止。また、レクリエーション等も取り入れ参加者が自然に会話を楽しめるよう支援した。
- 多くの方が参加できるよう町内の分館等を活用し、全地区で実施。
- 地域支援事業(介護予防事業)で実施。





(宮城県)

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①□区町村名	大郷町		
②人口（※１）	８，７７２人（ ）		
③高齢化率（※１） （６５歳以上、７５歳以上それぞれについて記載）	６５歳～７４歳	９７３人	（ ）
	７５歳以上	１，５７２人	
	計	２，５４５人	
① 取組の概要	高齢者が懐かしい生活用具等の教材に、かつて経験した事や過去のことに思いを巡らし、介護予防や認知症防止を図った。		
⑤取組の特徴	多くの方が参加できるよう、町内の分館等を活用し、全地区で実施した。また、軽運動やレクリエーション等も取り入れ、自然に会話を楽しめるよう支援した。		
⑥開始年度	平成２２年度		
⑦取組のこれまでの経緯	急激な給付費の増額や高齢者増に伴い、高齢者を取りまく介護予防の環境整備と意識向上を目的に事業が展開された。		
⑧主な利用者と人数	町内の６５歳以上の元気な高齢者 約２２０人（延べ８００人）		
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	大郷町社会福祉協議会		
⑩市区町村の関与（支援等）（※２）	予算額 約４，０００，０００円		
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※３）	地域支援事業支援交付金（一次予防事業） 約１，５００，０００円		
⑫取組の課題	事業に参加したものの、身体的理由等で全員が取り組めない事業があったため、いつでも、誰でも、何処でも参加できるような事業の内容が必要		
⑬今後の取組予定	運動器の機能向上、栄養改善プログラム等の実施。		
⑭その他			
⑮担当部署及び連絡先	大郷町保健福祉課	３５９－５５０７	
	大郷町社会福祉協議会	３５９－２７５３	

※１ 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※２ 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※３ 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





大郷町地域ケア会議



～地域ニーズに最も適切なサービスを提供するために～

組 織 図

地域ケア会議

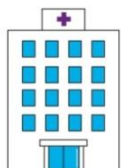
高齢者のニーズに見合う最も適切
サービスを提供するため、各種サービ
スの総合的な調整、推進

地域包括支援セン
ター

行 政

介護サービス機関

社会福祉協議会



医師・民生委員・その他必要と認められる者

ケア会議の状況等

・構成メンバー

ア大郷町の福祉、保健、医療担当者
イ地域包括支援センター職員
ウ社会福祉協議会職員
エ保健福祉事務所の保健師等
オ指定居宅介護サービス事業者等
カ医師等医療機関関係者
キ民生委員その他総合調整に必要と認められる者
※定例会議については、ア～ウのメンバーで開催

・開催状況

- 年間事業計画に基づき、毎月第4火曜日に実施。
(定例会議については、大郷町福祉サービス利用
決定も含んで実施)
- 緊急的な場合は、必要に応じて、上のメンバーを
招集し随時開催。
(平成24年度は措置関係で5回程度の開催や困
難事例で1回開催した。)



○大郷町介護予防事業（一次予防事業）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、地域における自主的な介護予防に資する活動を促進し、心豊かに、生きがいのある生活を送ることができることを目的として本町が行う介護予防事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、大郷町とする。ただし、利用者、サービス内容及び利用者負担の決定を除き、その業務の運営の一部又は全部を適切に事業運営ができると認められる社会福祉法人又は民間事業者等に委託することができるものとする。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、現に本町に住所を有するおおむね65歳以上の者とする。

（事業内容）

第4条 この事業は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 一次予防の実施。
- (2) 事業の普及及び啓発に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業に関し必要と認められる業務に関すること。

（実施施設）

第5条 この事業は、公民館分館又はこの事業を適切に実施することができると思われる施設で行うものとする。

（申込み）

第6条 この事業を受けようとする者は、町長が別に定める仕様により申し込むものとする。

（利用者負担）

第7条 町長は、事業を実施することで生ずる教材費等の実費等を定め、利用者にこれを負担させることができる。

（記録管理等）





第 8 条 町長は、利用台帳等必要な書類を備え付け、事業の利用状況、利用者の個人記録及び経理状況等を明らかにしておかなければならない。

2 第 2 条ただし書の規定により業務の委託を受けた者は、受託業務の記録及び利用者に対する指導、支援状況の記録を整備するとともに、これを町長に提出しなければならない。

(雑則)

第 9 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

